



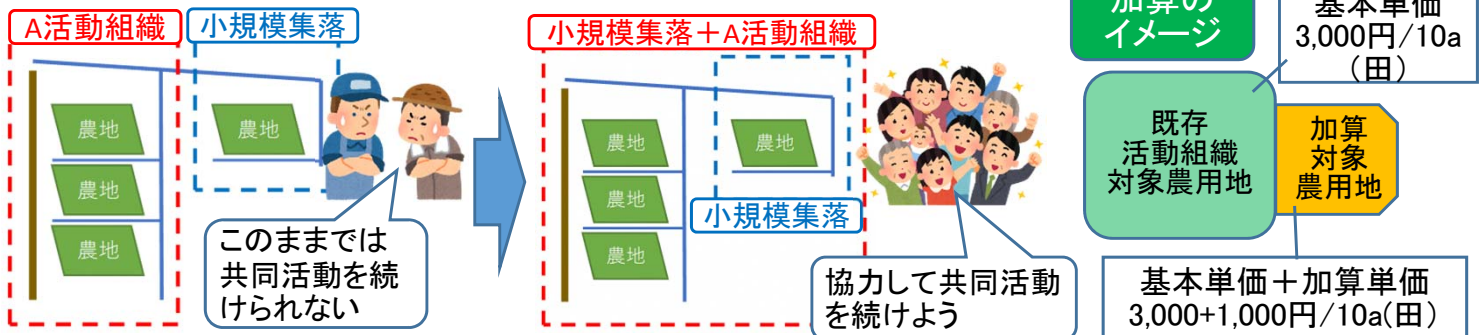
今回は、多面的機能支払制度の改正などの最新の情報をテーマにお届けします！

特集

今回の特集は「**制度改正【平成30年度】**」です。
多面的機能支払制度が平成30年4月より一部変更になりましたので、変更のポイントをお知らせします。

1 小規模集落への支援の追加

これまで共同活動に取り組みなかった小さな集落が既存組織と連携して保全活動を行う場合に、新たに活動を開始する面積に応じて交付金が加算されます。
これにより、小さな集落でも共同活動に取り組みやすくなります。



農地維持支払の加算単価(円/10a)

	追加交付単価
田	1,000
畑	600
草地	80

【注意!】加算額には上限があります。

- 1小規模集落当たり**加算上限額 20万円**(田の場合20haまで)
- 活動組織当たり**加算上限額 40万円**(田の場合40haまで)

ここがポイント!

- ◎以下の条件を満たす小規模農業集落が条件です。
 - ☑総農家戸数が10戸以下
 - ☑これまでに、多面的機能支払や農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払に取り組んだことがない
- ◎既存活動組織は、小規模集落の対象農用地を追加する事業計画の変更が必要になります。
- ◎小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度まで適用されます。

2 広域活動組織の設立要件が一部緩和

中山間地等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件を緩和しました。

これまで

農用地面積 100ha以上

これから

農用地面積 **50ha以上**
又は**3集落以上**

広域化すると長寿命化の取組、事務や活動の効率化などのメリットがあります。



ご注意ください

★多面的機能支払も5年目になりました

平成26年度の制度設立から5年目となり、多くの活動組織が平成31年3月に活動期間の終了を迎えます。

事務負担や参加者が少ないなどの課題はありますが、広域化や事務の外部委託などで解決できますので共同活動の継続について組織内での話し合いをお願いします。

【活動期間終了時に必要なこと】

- ・地域資源保全管理構想の策定
- ・事業計画の再認定(継続の場合)
- ・交付金の精算

- ・地域資源保全管理構想は、活動継続する場合でも必ず作成してください
- ・交付金は**必要最小限**の持越金を除き、精算してください

注意

★活動中の事故に注意しましょう

例年、活動が増えるにつれ、事故が増える傾向にあります。活動の際にはお互いに声掛けするなど注意喚起をお願いします。

また事故に備え、**保険の加入**もお願いします。

原因	主なけが等の内容
転倒・転落	骨折、打撲
草刈り機の接触	足等の裂傷
倒木	頭部損傷
車両事故	骨折、内臓損傷
その他(資材接触等)	骨折、打撲等

平成24年度から平成29年度に132件の事故が報告され、死亡事故も発生しています。

発生原因では、転倒・転落および草刈り機の接触で過半数を占めています。



ご検討ください

★事務の外部委託を考えてみませんか

活動の事務処理が大変ではありませんか。できれば誰かが事務を引き受けてもらえればと考えたことはありませんか。

福島県多面的機能支払推進協議会では、**活動組織から事務を受託して実施する企業や団体等の情報提供**を始めます。

作業内容や契約額は各活動組織で調整する必要がありますが、事務処理が負担で困っている場合は検討してはいかがでしょうか。



詳しくは、福島県多面的機能支払推進協議会へお問い合わせください。

お知らせです

★多面的機能支払の情報、あります

農林水産省では、広報活動の一環として、Facebookやメールマガジンで活動組織の活動内容紹介や制度に関する情報を提供しています。

平成29年度より新たに多面的機能の増進に取り組む場合、広報活動が必須となっていますので、広報活動として活用してはいかがでしょうか。

【農林水産省】

Facebook「[農村振興局Facebookページ](#)」

多面的機能支払メールマガジン

「[農村ふるさと保全通信](#)」

※メールマガジンは下記URLでバックナンバー(1~39号)を読むことができます。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/nouson_furusato_hozen/index.html

掲載を希望される場合は「[県庁 農村振興課](#)」にご相談ください



多面的機能支払に関するお問い合わせ 《ご質問等お気軽にお問い合わせください》

◇各市町村 多面的機能支払事業担当

◇福島県多面的機能支払推進協議会(福島県土地改良事業団体連合会内)024-535-0397

◇農林事務所 農村整備部

[県北]024-521-2617

[県中]024-935-1333

[県南]0248-23-1587

[会津]0242-29-5333

[南会津]0241-62-5277

[相双]0244-26-1161

[いわき]0246-24-6183

◇福島県農林水産部 農村振興課 024-521-7416

ホームページは

[福島県農村振興課](#)



これで検索!